

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 遺失物法第17条（特例施設占有者）・ 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）・ 遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）
処 分 基 準： <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 合 せ 先：警察本部会計課（電話022-221-7171）又は警察署会計課
備 考：